



令和6年度放課後児童クラブ入所案内



唐津市では、就労や病気等で保護者等が下校時間に常時留守である家庭の小学生を対象に、遊びを中心とした活動を通じて児童の保護や健全育成を図るため放課後児童クラブを実施しています。

① 受付期間について

申請は、郵送・インターネットまたは窓口にて受付します。

郵便・インターネット	令和5年11月1日(水)～令和5年12月28日(木) ※締切日必着
窓口	令和5年11月20日(月)～令和5年12月28日(木)
結果発送	令和6年2月中旬頃予定

※申し込み状況により1月以降に追加で申し込みを受け付ける場合があります。

定員を超える申請があった場合は選考を行い、入所決定を行います。選考は児童の学年やお仕事の時間、家庭状況などをもとに行い利用の必要性が高いと思われる児童から優先的に入所案内をします。

選考基準の詳細については、「放課後児童クラブ入所選考について」または唐津市のホームページに掲載しております。

② 申請条件について

同一世帯の方で、保護者と20歳以上65歳未満の世帯員について、下記の証明が必要です。

提出漏れや証明に不備がある場合、入所決定が出来ません。

利用期間	必要内容
通年	15時以降を含む拘束時間が、1日4時間以上で週3日以上
長期休暇	7時30分以降を含む拘束時間が、1日4時間以上で週3日以上
4月のみ(新1年生限定)	13時以降を含む拘束時間が、1日4時間以上で週3日以上

通学区域外就学をしている場合や、住民票と児童が違う場所に住んでいる場合などについては、一度市へお問い合わせください。

週3回以上児童クラブを利用しない人はご利用になれません。

③ 必要書類

	書類名等	備考
必要な書類	<input type="checkbox"/> 郵送申請の場合 ⇒ 保護者の本人確認が出来るもの(免許証等)の写しを同封	※保育所入所手続きで既にご提出の場合、提出が不要の場合があります。申し出てください。 ※既に提出している場合でも、不備等で書類の再提出をお願いする場合があります。ご了承ください。
	<input type="checkbox"/> 窓口申請の場合 ⇒ 来庁者の本人確認が出来るもの(免許証等)	
	<input type="checkbox"/> 放課後児童クラブ入所申請書	
	<input type="checkbox"/> 家庭状況等申告書	
	留守家庭であることを証明する書類等 ※保護者と、20歳以上65歳未満の世帯員の証明が必要	
	<input type="checkbox"/> 雇用されて働いている人 ⇒ 就労証明書	
	※シフト勤務・三交代勤務の方など、変則勤務の方は、シフト表等の提出が必要。	
	<input type="checkbox"/> 自営業等で働いている人 ⇒ 就労証明書(別途証明が必要な場合有り)	
	<input type="checkbox"/> 学校等に通っている人 ⇒ 学生証とカリキュラム表等	
	<input type="checkbox"/> 病気中の人 ⇒ 診断書	
該当の方のみ必要な書類	<input type="checkbox"/> 介(看)護をしている人 ⇒ 介(看)護申立書と診断書等	※保育所入所手続きで口座を登録していても、児童クラブ入所手続きの際に口座の登録が必要となります。
	<input type="checkbox"/> 障がい等がある人 ⇒ 診断書(手帳があれば診断書に添付)	
	<input type="checkbox"/> 産前産後間もない人 ⇒ 母子手帳の写し(出産予定日がわかるページ)	
	<input type="checkbox"/> 求職中の(4月から就労予定) ⇒ 申立書(※4月入所限定)	
	<input type="checkbox"/> 放課後児童クラブ負担金減免申請書	
	※対象者一覧	
	ア 生活保護世帯	
	イ 令和5年度の市民税が非課税で次のいずれかに該当する世帯 ○ひとり親世帯(※児童扶養手当・ひとり親医療助成の認定がある場合) ○障害者手帳または療育手帳の交付を受けた人がいる世帯(※手帳の写しの添付が必要) ○特別児童扶養手当または障害基礎年金等の受給者がいる世帯	
	ウ 学校統廃合により校区が変更となった児童(スクールバス等利用者)	
	<input type="checkbox"/> 口座振替依頼書 ⇒兄弟姉妹が児童クラブに入所したことがあり、口座登録が済んでいる場合は申し出てください。	
必要な書類	<input type="checkbox"/> 入所児童に障がい等がある ⇒ 障害者手帳・療育手帳・診断書等	※教育委員会より発行
	<input type="checkbox"/> 入所児童が教育委員会より、特別支援学級または通級指導教室への入級が適切であると通知を受けている ⇒ 令和5年度児童の就学について(通知)	
	<input type="checkbox"/> 通学区域外就学をしている ⇒ 学校区外通学許可通知書の写し	

変則勤務の方は、シフト表等の提出漏れがないよう、お願いします。

④ 書類配布

唐津市役所こども家庭課（〒847-8511 唐津市西城内1番1号）または各市民センター総務・福祉課

※小学校及び教育委員会が窓口ではありませんので、ご注意ください。

⑤ 申請方法

インターネットでの申請

(1)スマートフォンで申し込み

右のQRコードを読み取り申請してください。



(2)パソコンで申し込み

下のURLから申請してください。

<https://logoform.jp/form/kTkC/131835>

※事前に昼間留守家庭であることの証明書類等の準備が必要です。

くわしくは唐津市HP「放課後児童クラブ」をご確認ください。

郵送・窓口での申請先

唐津市役所こども家庭課または各市民センター総務・福祉課

※書類については、窓口受取および唐津市HPからダウンロードできます。

⑥ 開所日・開所時間

○開所日月曜日～土曜日

○開所時間 学校の授業がある日 授業終了後～午後7時

学校の授業がない日 午前7時30分～午後7時

※日曜日、祝日、8月13日～15日、12月29日～1月3日はお休みです。

※このほか、利用施設の状況や荒天（台風等）によりやむなくお休みをすることがあります。

※新1年生も入学式前（4月1日）から入所できます。

⑦ 保護者負担金

児童1人につき月額4,000円

8月については児童1人につき月額5,000円

※月途中の入所の場合でも、日割り等の対応は行いません。ご了承ください。

また、利用がなくても、在籍していれば月額の負担金がかかります。

【負担金の納付方法】

口座振替

負担金の納入方法は、原則口座振替をお願いしています。

振替日…毎月26日（土日祝日の場合は翌営業日）

口座振替利用できる金融

- | | | | |
|-----------|-----|----------------|-----|
| ・佐賀銀行本店 | 各支店 | ・九州労働金庫 | 各支店 |
| ・唐津信用金庫本店 | 各支店 | ・唐津農業協同組合 | 各支店 |
| ・福岡銀行 | 各支店 | ・九州信用漁協協同組合連合会 | 各支店 |
| ・西日本シティ銀行 | 各支店 | ・ゆうちょ銀行（郵便局） | |
| ・十八親和銀行 | 各支店 | | |
| ・佐賀共栄銀行 | 各支店 | | |

納付書払い

納付書でのお支払いを希望される場合は、納付書を発送しますので納期限までに最寄りの金融機関で納入してください。

⑧ 保護者負担金の減免について

次に当てはまる場合、負担金が減免になります。

- ・生活保護世帯
- ・前年度の市民税が非課税で次のいずれかに該当する世帯
ひとり親世帯（児童扶養手当・ひとり親医療費助成の認定がある場合）
障害者手帳または療育手帳の交付を受けた人がいる世帯
特別児童扶養手当または障害基礎年金等の受給者がいる世帯
- ・学校統廃合により校区が変更となった児童（スクールバス等利用者）

※スクールバス等利用者の減免については、次の区分に応じ金額を減免します。

利用方法	減免の金額
授業のある日のみ利用する（月～金のみ）	全額/人
授業が行われない日を利用する場合（8月以外）	2,000円/人
8月の夏休み期間に利用する場合	0円/人

※授業が行われない日とは・・・春・冬休み・土曜日や学校行事の振替休日など

※スクールバス等を利用せず、児童クラブを通常利用する場合は減免の対象になりません。

減免対象となる方は、
申請漏れにご注意ください。



⑨ 児童クラブの実施場所について

- 入所する児童クラブは、基本的に在籍する学校に設置している児童クラブになります。
- 申請状況に応じて待機児童の発生を防ぐため、実施場所や学年配置の変更等調整を行うことがあります。
- 調整により入所する（入所している）児童クラブの場所が変わる場合がございます。ご了承ください。

校区	放課後児童クラブ	利用施設	連絡先
鬼塚	鬼塚第1放課後児童クラブ	鬼塚小学校	090-7386-4724
	鬼塚第2放課後児童クラブ		090-3199-7805
	鬼塚第3放課後児童クラブ	養母田公民館（春日神社付近）	090-7446-5009
鏡山	鏡山第1放課後児童クラブ	鏡山第1放課後児童健全育成施設 （小学校グラウンド内）	090-5929-2630
	鏡山第2放課後児童クラブ	鏡山第2放課後児童健全育成施設	090-9079-0430
	鏡山第3放課後児童クラブ	（古代の森会館前旧農協鏡支所）	080-1700-5769
	鏡山第4放課後児童クラブ	辻公民館（まいづる9鏡店横）	080-1700-5867
久里	久里第1放課後児童クラブ	久里放課後児童健全育成施設 （小学校グラウンド内）	090-7388-7698
	久里第2放課後児童クラブ		090-7924-9585
	久里第3放課後児童クラブ		080-1700-7362
佐志	佐志第1放課後児童クラブ	佐志小学校	090-7159-0593
	佐志第2放課後児童クラブ		090-7156-3714
成和	成和第1放課後児童クラブ	成和公民館	090-7448-5723
	成和第2放課後児童クラブ	成和小学校	090-7983-1384
外町	外町第1放課後児童クラブ	外町小学校	090-5085-6104
	外町第2放課後児童クラブ		090-7460-1035
	外町第3放課後児童クラブ		080-1700-2848
大志	大志第1放課後児童クラブ	大志放課後児童健全育成施設 （旧唐津幼稚園）	090-3329-2015
	大志第2放課後児童クラブ		080-1700-2452
長松	長松第1放課後児童クラブ	長松放課後児童健全育成施設 （学校横駐車場敷地内）	090-7444-4815
	長松第2放課後児童クラブ		090-3463-3075
	長松第3放課後児童クラブ	長松小学校	090-5725-3020
	長松第4放課後児童クラブ		080-1700-5666
西唐津	西唐津第1放課後児童クラブ	西唐津放課後児童健全育成施設 （西唐津児童センター横）	090-6890-2299
	西唐津第2放課後児童クラブ		090-7460-0548
	西唐津第3放課後児童クラブ	西唐津小学校	080-1700-5679
東唐津	東唐津放課後児童クラブ	東唐津小学校	090-5932-5581
湊	湊放課後児童クラブ	湊小学校	090-7153-0375
竹木場	竹木場放課後児童クラブ	竹木場小学校	090-5941-4680
浜崎	浜崎第1放課後児童クラブ	浜崎第2放課後児童健全育成施設	090-4518-8436
	浜崎第2放課後児童クラブ	浜崎第2放課後児童健全育成施設	090-7155-0189
	浜崎第3放課後児童クラブ	浜崎第1放課後児童健全育成施設	090-5291-1229
	浜崎第4放課後児童クラブ	浜崎第2放課後児童健全育成施設	080-1700-7599
玉島	玉島放課後児童クラブ	浜玉農村環境改善センター	090-6774-5561
平原	平原放課後児童クラブ	平原小学校	090-7472-2841
巖木	巖木第1放課後児童クラブ	巖木放課後児童健全育成施設	090-4342-4691
	巖木第2放課後児童クラブ		090-4351-7314
相知	相知第1放課後児童クラブ	相知放課後児童健全育成施設	090-7154-6100
	相知第2放課後児童クラブ		090-7153-3019
伊岐佐	伊岐佐放課後児童クラブ	伊岐佐小学校	090-7168-5786
北波多	北波多第1放課後児童クラブ	北波多小学校	090-7168-8280
	北波多第2放課後児童クラブ		080-8370-9554
	北波多第3放課後児童クラブ		080-1700-7616
入野 納所 田野	肥前放課後児童クラブ	肥前公民館	090-7168-3746
切木	切木放課後児童クラブ	切木小学校屋内運動場内	090-7157-2019
名護屋	名護屋放課後児童クラブ	名護屋小学校	090-7157-8509
打上	打上放課後児童クラブ	打上小学校	090-7154-0595
呼子	呼子放課後児童クラブ	呼子町高齢者福祉センター	090-7156-1733
七山	七山第1放課後児童クラブ	七山公民館	090-4349-5513
	七山第2放課後児童クラブ	七山市民センター	090-5083-0385

※巖木の児童クラブについては、令和6年度から学校施設内に新施設を設置予定です。

（令和6年4月1日時点）

※切木放課後児童クラブを除く肥前の児童クラブについては、令和6年度から入野小学校、納所小学校、田野小学校の統廃合により肥前公民館で実施を予定しています。

問い合わせ先
唐津市役所 こども家庭課
TEL:0955-72-9151